

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

課名：県土整備企画課
担当：清水、金子
内線：4446
直通：092-643-3645

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者： 住所 田川郡川崎町大字川崎 2266-2
商号又は名称 株式会社林栄工務店
- 2 指名停止の期間：令和 7 年 1 2 月 2 6 日～令和 8 年 2 月 2 5 日（2 カ月）
- 3 事実概要：
代表者が拘禁刑以上の刑の宣告を受けた。
- 4 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第 3 条別表その 2 第 13 号に該当する。
したがって、本件については、指名停止（2 カ月）とするものである。

【指名停止等措置要綱 別表その 2 第 13 号該当】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、建設業者である個人又は建設業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が拘禁刑以上の刑（令和 4 年法律第 67 号による改正前の刑法の規定による禁こ以上の刑を含む。以下においても同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の規定による罰金刑を宣告され、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内